

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月7日
【計算期間】	第1特定期間（自平成21年3月27日 至平成21年7月14日）
【ファンド名】	条件付元本確保型 日経平均参照ファンド09-03
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 俊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	田中 利幸
【連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【電話番号】	03-3516-1204
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、日経平均株価の値動きに応じて償還条件が決定される仕組みの高格付（取得時において、A格以上を基本とします。）のユーロ円建て債券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

■ 募集上限額

ファンドの募集上限額は100億円であり、設定日以後の追加信託は行われません。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「単位型投信／国内／株式／特殊型（条件付運用型）」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
		債 券	
追加型投信	海 外	不動産投信	特 殊 型 (条件付運用型)
	内 外	その他資産 ()	
		資産複合	

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ブル・ベア型 条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア	 ロング・ショート型 ?絶対収益追求型
不動産投信	日々	中南米	
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	その他 ()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

ファンドは、ユーロ円建て債券を主要投資対象とするため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「債券・その他債券」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

〔商品分類表の定義〕

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に

源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

- (1) 株式
 - ①一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ②大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - ①一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ②公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地

方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

(1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

(6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

(1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産

を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロン

グ・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

■ ファンドの特色

1. 主として、日経平均株価の値動きに応じて償還条件が決定される仕組みの高格付（取得時において、A格以上を基本とします。）のユーロ円建て債券に投資します。

- ・設定当初に組入れたユーロ円建て債券については、一部解約の対応で売却する部分を除き継続保有し、銘柄入替えを行わないことを原則とします。ただし、当該ユーロ円建て債券の格付が大きく下落した場合等、受益者の利益のために必要と判断する時は、当該ユーロ円建て債券を売却することや他の銘柄に入替えることがあります。この場合、当ファンドの運用方針、運用目標が達成されないことがあります。

※ 日経平均株価について

- ・日経平均株価は、日本経済新聞社より発表されている株価指標で、東証第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象に算出されています。
- ・日経平均株価に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社および同社の委託により日経平均株価を運営する日本経済新聞デジタルメディアは日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延又は中断に関して責任を負いません。当ファンドについて、日本経済新聞社および日本経済新聞デジタルメディアは一切の責任を負うものではありません。

2. 年4回の決算時に設定当初に定めた目標分配額を参考に収益分配することを目標とします。

- ・毎年、1月、4月、7月、10月の各月の14日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）の決算日に、設定当初に定めた目標分配額を参考に基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

なお、第1計算期間の決算日は、平成21年7月14日とします。

[目標分配額（1万口当たり、税引前）]

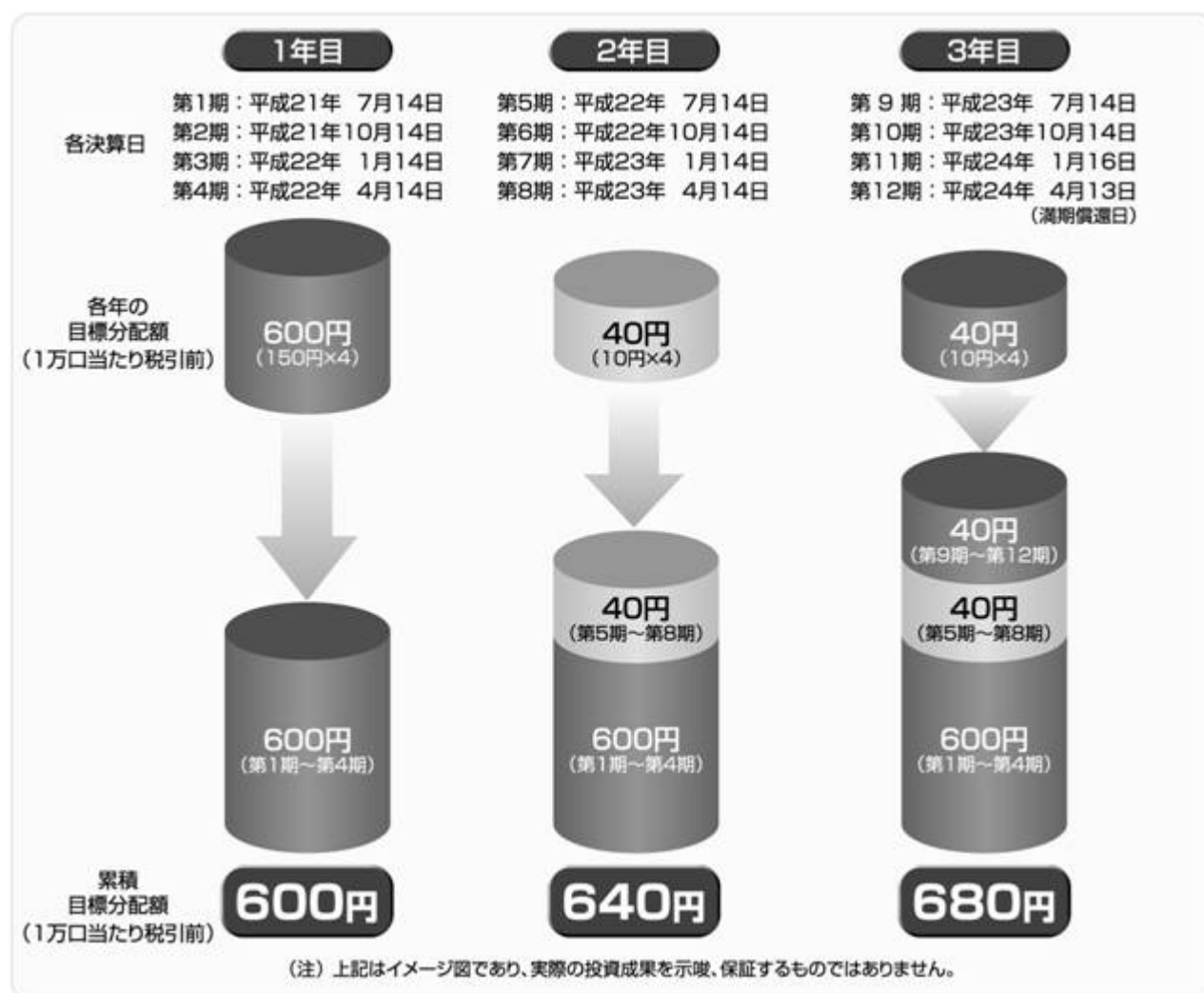
第1期～第4期	各期 150円
第5期～第12期	各期 10円

※上記「目標分配額」は、ユーロ円建て債券の利払いが条件通りに行われなかった場合や予想外のファンドの運営コストが生じた場合には、実現されないことがあります。

※最終計算期間の目標分配額は償還価額に含めてお支払いします。

※早期償還する場合、翌期以降に予定されている目標分配額は支払われません。

目標分配額（予定）のイメージ図（1万口当たり税引前）



(注) 実際の投資成果を示唆または保証するものではありません。金額は1万口当たり、税引前です。

3. 早期償還判定日^(注1)の日経平均株価終値が当初株価^(注2)以上となった場合は、当該早期償還判定日の直後の決算日に投資元本（1万口当たり1万円）を確保して償還を行うことを目標とします。

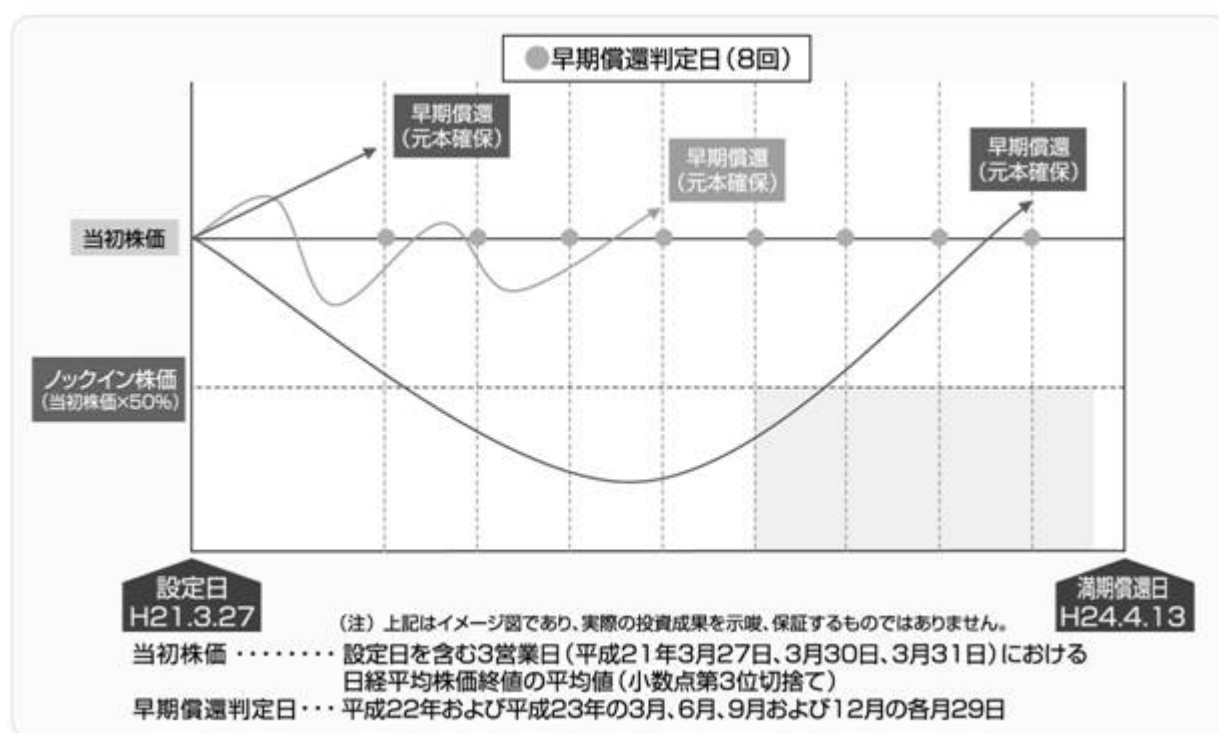
- ・早期償還の場合の償還価額は、投資元本に目標分配額を加算した価額となることを目標とします。

（注1）早期償還判定日とは平成22年および平成23年の3月、6月、9月および12月の各月29日をいいます。

（注2）当初株価は、8,324.19円（平成21年3月27日（ファンドの設定日）、平成21年3月30日、平成21年3月31日）における日経平均株価終値の平均値（小数点第3位切捨て）です。

※早期償還判定日は、設定日から約1年経過後の平成22年3月29日より、3ヵ月毎に到来し、信託期間中、合計8回あります。

早期償還のイメージ図



※ 上記グラフはイメージ図であり、実際の投資成果を示唆または保証するものではありません。

早期償還判定日	早期償還日	早期償還判定日	早期償還日
平成22年 3月29日	平成22年 4月14日	平成23年 3月29日	平成23年 4月14日
平成22年 6月29日	平成22年 7月14日	平成23年 6月29日	平成23年 7月14日
平成22年 9月29日	平成22年10月14日	平成23年 9月29日	平成23年10月14日
平成22年12月29日	平成23年 1月14日	平成23年12月29日	平成24年 1月16日

※ 上記日付（満期償還日を除きます。）は、国民の祝日に関する法律（祝日法）の改正等により委託会社の休業日に該当することとなった時は変更されることがあります。

4. 早期償還が実現しない場合でも、ノックイン観察期間中の日経平均株価終値が当初株価の50%の水準未満に一度もならなかった場合、または、最終株価^{（注）}が当初株価以上となった場合は、投資元本を確保して満期償還することを目標とします。

- ・平成23年3月29日から平成24年3月29日までの期間（「ノックイン観察期間」といいます。以下同じ。）中の日経平均株価終値が当初株価の50%の水準（小数点第3位切捨て。以下、「ノックイン株価」といいます。）未満に一度もならなかった場合は、満期償還日（平成24年4月13日）に償還し、償還価額が投資元本に最終計算期間の目標分配額を加算した価額となることを目標とします。
- ・ノックイン観察期間中の日経平均株価終値が一度でもノックイン株価未満になった場合は、満期償還日に償還し、償還価額が最終株価の当初株価比（ただし、100%を上限とします。）に投資元本を乗じて得た額に最終計算期間の目標分配額を加算した価額となることを目標とします。

（注）最終株価とは最終株価参照日（平成24年3月29日）の日経平均株価終値をいいます。

当初株価の50%の水準未満に一度でもなった場合は、
投資元本×（最終株価÷当初株価）＋最終計算期間の目標分配額
で満期償還となるため、投資元本が確保されないことがあります。

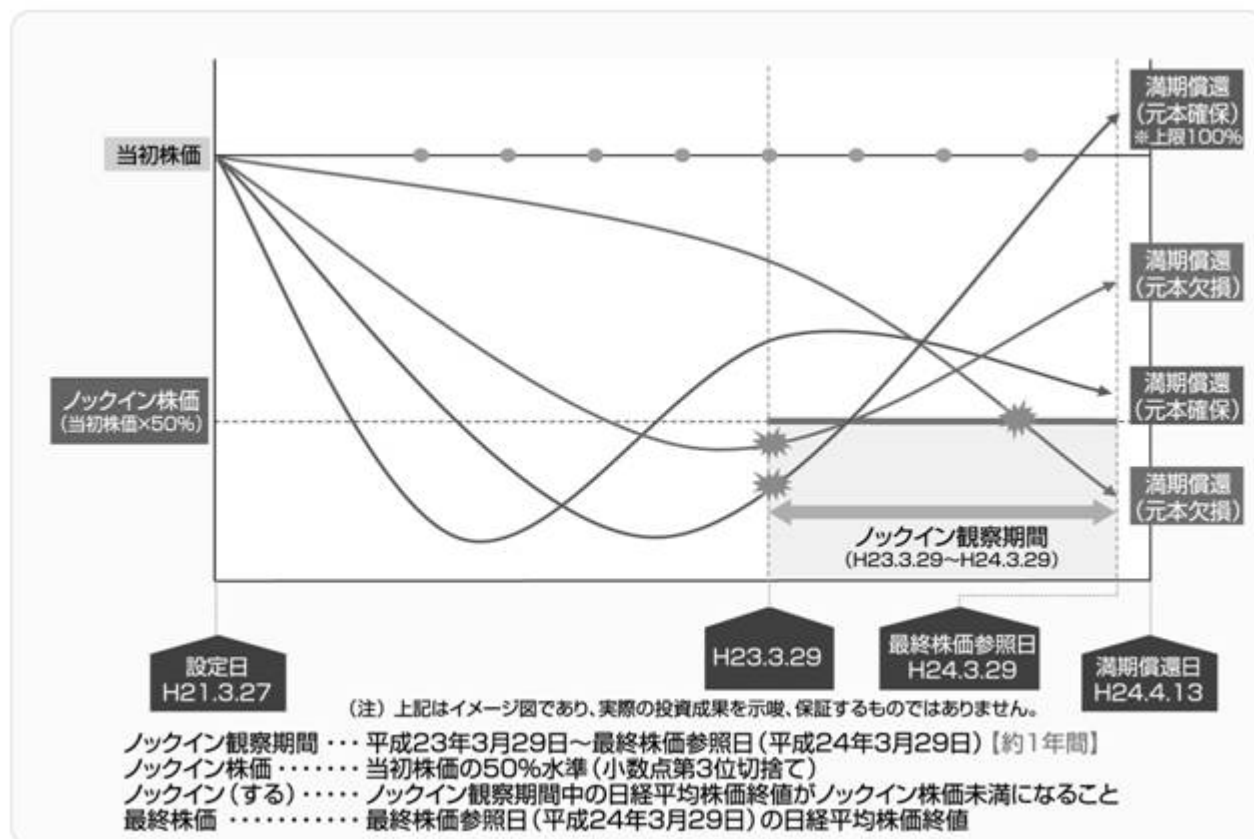
最終株価÷当初株価は100%を上限とします。
したがって、日経平均株価の上昇メリットは享受できません。

当初株価の50%の水準未満になった場合でも、早期償還判定日において日経平均株価終値が当初株価以上となったときは、元本確保による早期償還が優先します。

[途中換金時の解約価額について]

- ・途中換金の際には、日経平均株価終値が当初株価の50%の水準未満に一度もなっていない場合や当初株価より上昇している場合であっても、解約価額が投資元本を下回る可能性がありますのでご留意下さい。
- ・日経平均株価終値が当初株価に比べて大きく下落している場合には、解約価額が投資元本を大きく下回る可能性があります。

満期償還時の基準価額のイメージ図



※ 上記グラフはイメージ図であり、実際の投資成果を示唆または保証するものではありません。

※何らかの事情により、日本経済新聞社において日経平均株価の算出・公表が中止となった場合等には、組入れたユーロ円建て債券の発行条件に則して、早期償還判定日や最終株価の算出日、算出期間、計算方法の変更、ノックイン観察の停止等を行うことがあり、また日経平均株価の代替値として、組入れたユーロ円建て債券の計算代理人（引受金融商品取引業者等）が適切と判断する値であり、かつ、委託会社が適切と判断する値を使用することがあります。

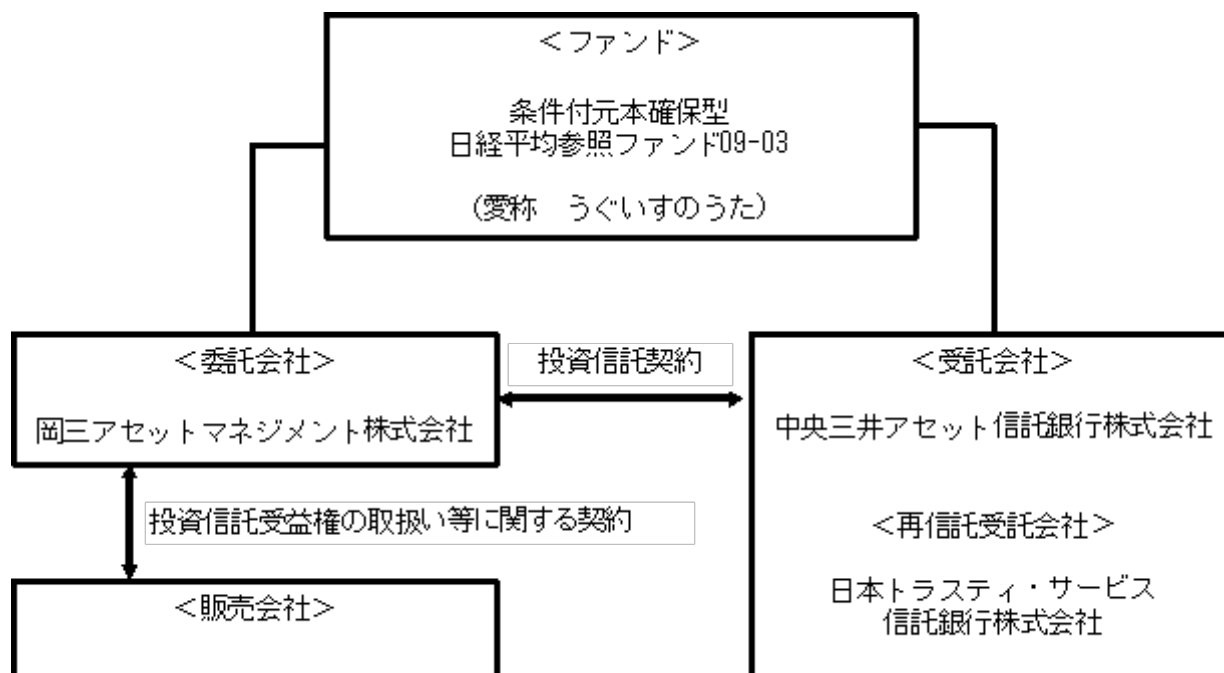
当ファンドが目標とする投資成果についての記述は、組入れたユーロ円建て債券の利払いや償還等が予定通りに行われた場合のものであり、実際の分配額、償還価額等を保証するものではありません。

当ファンドの運営やユーロ円建て債券の取引コスト等で予想外の費用が発生した場合には、当ファンドが目標とする分配額、償還価額等が確保されない可能性があります。

上記日付（満期償還日を除きます。）は、国民の祝日に関する法律（祝日法）の改正等により委託会社の休業日に該当することとなった時は変更されることがあります。

(2) 【ファンドの仕組み】

■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況

◆ 資本金（平成21年8月31日現在）

10億円

◆ 委託会社の沿革

昭和39年10月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
昭和62年 6 月27日	第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
平成 2 年 6 月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
平成20年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況（平成21年8月31日現在）

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	163,250株	19.78%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

高格付（取得時において、A格以上を基本とします。）のユーロ円建て債券を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ. 主として、日経平均株価の値動きに応じて償還条件が決定される仕組みの高格付のユーロ円建て債券に投資し、日経平均株価の値動きに応じて、この投資信託の償還価額が以下のロ.又はハ.のようになることを目指します。

ロ. 早期償還時における償還価額

平成22年および平成23年の3月、6月、9月および12月の各月29日（以下、「早期償還判定日」といいます。）の日経平均株価終値が、当初株価（平成21年3月27日、平成21年3月30日、平成21年3月31日における日経平均株価終値の平均値（小数点第3位切捨て）をいいます。以下同じ。）以上となった場合（下記ハ.の②の条件を既に満たしている場合を含みます。）は、当該早期償還判定日の直後の決算日に償還するものとします。この場合における償還価額は、投資元本（1万口当たり1万円とします。以下同じ。）に、目標分配額（目標分配額とは、設定当初に組入れたユーロ円建て債券の条件を基に委託会社が定める各計算期間における1万口当たりの収益分配金の目標額をいいます。以下同じ。）を加算した価額となることを目標とします。

ハ. 満期償還時における償還価額（早期償還が実現しない場合）

- ① 平成23年3月29日から平成24年3月29日（以下、「最終株価参照日」といいます。）までの期間（以下、「ロックイン観察期間」といいます。）中の日経平均株価終値が当初株価の50%の水準（小数点第3位切捨てとし、以下、「ロックイン株価」といいます。）未満に一度もならなかった場合は、満期償還日（平成24年4月13日をいいます。以下同じ。）に償還し、償還価額が投資元本に最終計算期間の目標分配額を加算した価額となることを目標とします。
- ② ロックイン観察期間中の日経平均株価終値が一度でもロックイン株価未満になった場合は、満期償還日に償還し、償還価額が最終株価（最終株価参照日における日経平均株価終値をいいます。以下同じ。）の当初株価比（ただし、100%を上限とします。）に投資元本を乗じて得た額に最終計算期間の目標分配額を加算した価額となることを目標とします。

※ 上記ロ、ハに掲げる日付（満期償還日を除きます。）は、国民の祝日に関する法律（祝日法）の改正等により委託会社の休業日に該当することとなった時は変更されることがあります。

ニ. ユーロ円建て債券の組入比率は高位を保つことを基本とします。

ホ. 何らかの事情により、日本経済新聞社において日経平均株価の算出・公表が中止となった場合等には、組入れたユーロ円建て債券の発行条件に則して、早期償還判定日や当初株価・最終株価の算出日、算出期間、計算方法の変更、ロックイン観察の停止等を行うことがあり、また日経平均株価の代替値として、組入れたユーロ円建て債券の計算代理人（引受金融商品取引業者等）が適切と判断する値であり、かつ、委託会社が適切と判断する値を使用することがあります。

ヘ. 設定当初に組入れたユーロ円建て債券については、一部解約の対応で売却する部分を除き継続保有し、銘柄入替えを行わないことを原則とします。ただし、当該ユーロ円建て債券の格付が大きく下落した場合等、受益者の利益のために必要と判断する時は、当該ユーロ円建て債券を売却することや他の銘柄に入替えることがあります。この場合、この投資信託の運用方針、運用目標が達成されないことがあります。

ト. 市況動向、資金状況および特殊な状況の発生等によっては、上記の運用が行われない場合があります。

(2) 【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等、スワップ取引、金利先渡し取引に限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

イ. 株券または新株引受権証書

ロ. 国債証券

ハ. 地方債証券

ニ. 特別の法律により法人の発行する債券

ホ. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ヘ. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

ト. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

チ. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

リ. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

ヌ. コマーシャル・ペーパー

- ル. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- ヲ. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ. からル. までの証券または証書の性質を有するもの
- ワ. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
- カ. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- コ. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- タ. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- レ. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- ソ. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ツ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ネ. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- ナ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ラ. 外国の者に対する権利でナ. の有価証券の性質を有するもの

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ. 預金

- ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ. コール・ローン

ニ. 手形割引市場において売買される手形

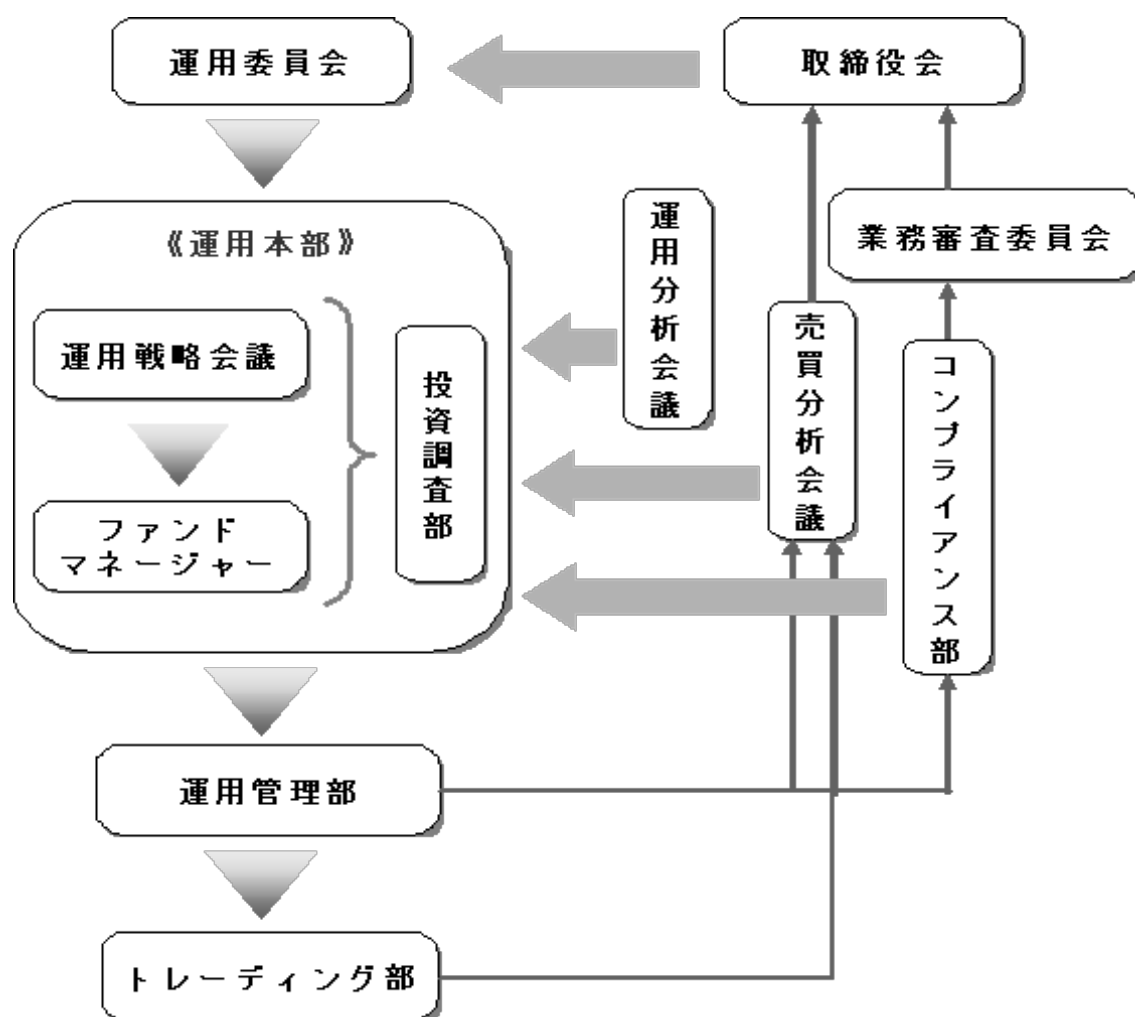
- ホ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

- ヘ. 外国の者に対する権利でホ. の権利の性質を有するもの

c 特別な場合の運用指図

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割	人員
運用委員会 (月1回開催)	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。	20名
運用戦略会議 (月1回開催)	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。	40名

債券運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書を作成のうえ、部長および担当役員の承認を受けます。ファンドマネージャーは、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。	6名
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。また、有価証券の発行体の信用リスクに関する情報の収集と調査を行います。	5名
運用分析会議 （月1回開催）	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。	16名
売買分析会議 （月1回開催）	運用リスク管理の適正性に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、運用管理部及びトレーディング部とコンプライアンス部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。	18名
業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。	7名
コンプライアンス部	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注後の検証として、主として法令及び投資信託約款に関する事項について、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。	3名
運用管理部	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、主として投資信託協会諸規則及び社内規程に関する事項について、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。	2名
トレーディング部	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。	6名

■ 社内規程

ファンドの運用に関する社内規程は、以下の通りです。

- ・ 運用実施に関する内規
- ・ 債券の投資に関する内規
- ・ 有価証券関連デリバティブ取引に関する内規

・短期金融商品の投資に関する内規

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※ 運用体制等につきましては、平成21年8月31日現在のものであり、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

毎年、1月、4月、7月、10月の各月の14日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

なお、第1計算期間は、ファンドの設定日から平成21年7月14日までとします。

a 分配対象収益の範囲

元本超過額または経費控除後の利子・配当等収益のいずれか多い金額とします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が、設定当初に定める目標分配額を参考に、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

※ 最終計算期間の目標分配額は償還価額に含まれます。また、早期償還する場合、翌期以降に予定されている目標分配額は支払われません。

<参考>

ファンドの設定当初における目標分配額は以下のとおりです。

〔目標分配額（1万口当たり、税引前）〕

第1期～第4期 各期150円

第5期～第12期 各期10円

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

- d 収益分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。）にお支払いします。

(5) 【投資制限】

■ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

■ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

■ 外貨建資産への投資は行いません。

■ 投資する株式等の範囲

- a 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b 上記aの規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

■ 信用取引の指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b 上記aの信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- イ. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ. 株式分割により取得する株券
 - ハ. 有償増資により取得する株券
 - ニ. 売出しにより取得する株券

- ホ. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
- ヘ. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記ホ.のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

■ 先物取引等の指図および目的

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- b 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■ スワップ取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- e 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 金利先渡取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 有価証券の貸付の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b 上記 a に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価

証券等の運用は行わないものとします。

- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

■ 「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

当ファンドは、主に日経平均株価の値動きに応じて償還条件が決定される仕組みのユーロ円建て債券を投資対象としますので、日経平均株価の下落、組入れたユーロ円建て債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(1) 【投資リスク】

■ ユーロ円建て債券の価格変動リスク

当ファンドが投資するユーロ円建て債券は、日経平均株価の値動き、金利の変化等の要因によって価格が変動しますが、必ずしも日経平均株価の値動きや金利の変化に連動するものではありません。

通常、日経平均株価の上昇時および金利の低下時には、ユーロ円建て債券の価格

が上昇する傾向があり、日経平均株価の下落時および金利の上昇時には、ユーロ円建て債券の価格が下落する傾向があります。

したがって、日経平均株価の下落や金利の上昇によるユーロ円建て債券の価格の下落の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

当ファンドが投資するユーロ円建て債券の発行体の倒産や財務状況の悪化、および発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、ユーロ円建て債券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

ユーロ円建て債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

なお、委託会社は、ユーロ円建て債券の信用リスクが高まったと判断したときは、ユーロ円建て債券を売却することや他の銘柄に入替えることがあります。このような場合には、当ファンドが目標とする投資成果を達成できないことがあり、ユーロ円建て債券の売却や入替に伴う損失の発生等により、基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 銘柄集中リスク

当ファンドは、特定の発行体が発行するユーロ円建て債券を可能な限り高位に組入れ、組入れたユーロ円建て債券の銘柄入替えを行わないことを基本とします。

したがって、当ファンドの基準価額は、投資するユーロ円建て債券の価格の変動の影響を大きく受けます。また、信用リスクが顕在化した場合には、ユーロ円建て債券の流動性が著しく低下することで売却ができなくなることや、売却価格が著しく不利な価格となることで、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ その他のリスク

上記以外にも、市況動向、投資信託財産の規模、日経平均株価の改廃等によっては、目標とする運用を行うことができない可能性があります。

(2) [留意事項]

■ 目標とする投資成果について

当ファンドが目標とする分配額、償還価額等は、組入れたユーロ円建て債券の利払い、償還等が予定通りに行われた場合のものであり、実際の分配額、償還価額等を保証するものではありません。

また、当ファンドの運営やユーロ円建て債券の取引コスト等で予想外の費用が発

生した場合には、当ファンドが目標とする分配額、償還価額等が確保されない可能性にあります。

■ 償還価額について

当ファンドは、早期償還時や、早期償還がない場合においても日経平均株価終値がロックイン観察期間中に当初株価の50%の水準未満に一度もならなかった場合には、償還価額が投資元本を確保することを目標として運用を行います。しかしながら、ロックイン観察期間中に、日経平均株価終値が一度でも当初株価の50%の水準未満になった場合には、償還価額が投資元本を下回る可能性が高くなります。

■ 途中換金について

当ファンドは、途中換金にかかる解約価額が投資元本を確保するような設計を行っておりません。解約価額は日経平均株価の値動き等により変動するため、解約価額が投資元本を下回る可能性があります。

■ 早期償還判定日、最終株価等について

何らかの事情により、日本経済新聞社において日経平均株価の算出・公表が中止となった場合等には、組入れたユーロ円建て債券の発行条件に則して、早期償還判定日や最終株価の算出日、算出期間、計算方法の変更、ロックイン観察の停止等を行うことがあり、また日経平均株価の代替値として、組入れたユーロ円建て債券の計算代理人（引受金融商品取引業者等）が適切と判断する値であり、かつ、委託会社が適切と判断する値を使用することがあります。

(3) 「投資リスクに対する管理体制」

- a 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- b 運用管理部及びコンプライアンス部は、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

運用管理部及びコンプライアンス部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

- ① 運用の指図に関する帳票の確認
- ② 検証システムにより抽出される運用の指図に関するデータの確認
- ③ その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用管理部が運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、主として法令及び投資信託約款に関する事項についてはコンプライアンス部が、主として投資信託協会諸規則及び社内規程に関する事項については運用管理部が、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- c 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

当ファンドの申込期間は、平成21年2月23日から平成21年3月26日まででした。

申込期間中の申込手数料に関する事項は以下のとおりです。

1万口当たり315円（税抜300円）とします。

申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は、1万口当たり1万円の発行価格の中に含まれています。

◆ 申込手数料に関する詳細は、販売会社または委託会社に問い合わせ下さい。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、換金時には、1万口当たり解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.30%が信託財産留保額として控除されます。

(3)【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の元本総額に以下の率を乗じて得た金額とします。

第1期～第 4期 年10,000分の89.25（税抜 85）

第5期～第12期 ・ ・ ・ ・ ・ 年10,000分の36.75（税抜 35）

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

第1期～第4期	信託報酬の総額	年10,000分の 89.25（税抜 85）
	内 委託会社	年10,000分の 57.75（税抜 55）
	内 販売会社	年10,000分の 26.25（税抜 25）
	内 受託会社	年10,000分の 5.25（税抜 5）

第5期～第12期	信託報酬の総額	年10,000分の 36.75（税抜 35）
	内 委託会社	年10,000分の 15.75（税抜 15）
	内 販売会社	年10,000分の 15.75（税抜 15）
	内 受託会社	年10,000分の 5.25（税抜 5）

■ 信託報酬の支払時期

毎計算期間末に当該計算期間末の受益権口数に対応する金額を、ならびに投資信託契約の一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

■ ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

■ ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の元本総額に年10,000分の1.05（税抜1.0）の率を乗じて得た額とし、毎計算期間末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

■ ファンドの解約に伴う支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

■ ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

※ その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

収益分配金は、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は譲渡所得となり、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金ならびに償還時及び解約時の元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

■ その他

買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

※ 上記の内容は平成21年8月31日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5 【運用状況】

平成21年8月31日現在の運用状況は、以下のとおりです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	スウェーデン	985,948,140	98.86
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		11,364,547	1.14
合計（純資産総額）		997,312,687	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (％)	償還期限	投資 比率 (％)
スウェーデン	社債券	SWEDISH EXPORT	991,700,000	96.80	959,965,600	99.42	985,948,140	7.04	2012年4月10 日	98.86

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
社債券	98.86
合計	98.86

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成21年8月31日、設定日以降の各月末及び設定来の特定期間末の純資産の推移は以下の通りです。

決算期	純資産総額	基準価額 (1口当たり)
	円	円
第1特定期間末 (平成21年7月14日)	961,615,864 (分配付) 946,740,364 (分配落)	0.9697 (分配付) 0.9547 (分配落)
平成21年 3月末日	960,354,744	0.9684
平成21年 4月末日	938,549,901	0.9464
平成21年 5月末日	970,359,664	0.9785

平成21年 6月末日	988,488,343	0.9968
平成21年 7月末日	986,094,315	0.9943
平成21年 8月31日	997,312,687	1.0057

②【分配の推移】

期間	分配金 (1口当たり)
第1特定期間（自平成21年3月27日至平成21年7月14日）	0.0150円

③【収益率の推移】

期間	収益率（％）
第1特定期間（自平成21年3月27日至平成21年7月14日）	△ 3.03

（注）収益率とは、各特定期間末の基準価額（特定期間の分配金合計額込み）から前特定期間末の基準価額（第1特定期間は設定時1円）を控除した額を前特定期間末の基準価額（第1特定期間は設定時1円）で除して得た数に100を乗じて得た率です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成21年3月27日 投資信託契約締結、設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの申込期間は、平成21年2月23日から平成21年3月26日まででした。

申込受付期間中の申込（販売）手続等は、以下のとおりとなっております。

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間（平成21年2月23日から平成21年3月26日まで）における販売会社の営業日に行うことができます。

■ 取得申込手続

- 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、投資信託契約締結により生じた受益権について投資信託契約締結日に、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 申込単位は、10万円以上1万円単位（10万口以上1万口単位）とします。
- 発行価格は、1万口当たり1万円（1口当たり1円）とします。
- 申込手数料は、1万口当たり315円（税抜300円）とします。申込手数料および申込手数料に係る消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額は、1万口当たり1万円の発行価格の中に含まれています。

申込手数料に関する詳細は、販売会社または委託会社に問い合わせ下さい。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

- 申込金額（1円×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払い下さい。申込金額の総額は、ファンドの設定日（平成21年3月27日）に、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して、受託会社である中央三井アセット信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

■ 解約申込受付日

換金申込みは、平成21年5月から平成24年3月までの毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に行うことができます。

ただし、早期償還が確定している場合には、早期償還が確定した日の翌営業日以降は、換金申込みの受付を行いません。

■ 特別な事由による解約

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）から次の事由により、換金の請求があったときは、1万口単位をもって、その請求に応じることができます。この場合において、委託会社は受益者に対して当該事由を証する書類の提出を求めることができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他1. から4. に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

ただし、早期償還が確定している場合には、早期償還が確定した日の翌営業日以降は、換金申込みの受付を行いません。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、自己に帰属する受益権につき、取得申込みを取扱った販売会社を通じて委託会社に、1万口単位をもって、解約の請求をすることができます。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、9営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は償却原価法で評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ ユーロ円建て債券の評価

ユーロ円建て債券は、原則として、取引した金融商品取引業者が提示する買取価額で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法

基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成21年3月27日から平成24年4月13日までとします。

ただし、後述の（5）[その他]投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年1月15日から4月14日まで、4月15日から7月14日まで、7月15日から10月14日まで、10月15日から翌年1月14日までとします。

ただし、第1計算期間は、平成21年3月27日から平成21年7月14日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 平成22年および平成23年の3月、6月、9月および12月の各月29日（以下、「早期償還判定日」といいます。）の日経平均株価終値が、当初株価（平成21年3月27日、平成21年3月30日、平成21年3月31日における日経平均株価終値の平均値（小数点第3位切捨て）をいいます。以下同じ。）以上となった場合は、当該早期償還判定日の直後の決算日に投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。なお、何らかの事情により、日本経済新聞社において日経平均株価の算出・公表が中止となった場合等には、組入れたユーロ円建て債券の発行条件に則して、早期償還判定日や当初株価の算出日、算出期間、計算方法の変更等を行うことがあり、また日経平均株価の代替値として、組入れたユーロ円建て債券の計算代理人（引受金融商品取引業者等）が適切と判断する値であり、かつ、委託会社が適切と判断する値を使用することがあります。
- b 委託会社は、aに定める場合の他、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c 委託会社は、bの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d cの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e cの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- f cからeまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、aの規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合、ならびに投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってcからeまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- b 委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■ 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年1月15日から7月14日まで、7月15日から翌年1月14日までとします。）終了後および償還後に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。

なお、第1特定期間は、平成21年3月27日から平成21年7月14日までとします。

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

2【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

■ 収益分配金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。
- b 収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されてい

る受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。）にお支払いします。

■ 償還金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。権利行使の方法等については、前述の第2[手続等]2[換金（解約）手続等]をご参照下さい。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2.当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- 3.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、財務諸表については東陽監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

条件付元本確保型 日経平均参照ファンド09-03

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第1特定期間末 (平成21年7月14日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	17,984,693
社債券	944,990,930
未収利息	1,338,982
流動資産合計	964,314,605
資産合計	964,314,605
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	14,875,500
未払受託者報酬	156,879
未払委託者報酬	2,510,511
その他未払費用	31,351
流動負債合計	17,574,241
負債合計	17,574,241
純資産の部	
元本等	
元本	*1 991,700,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△44,959,636
元本等合計	946,740,364
純資産合計	*3 946,740,364
負債純資産合計	964,314,605

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1特定期間	
自 平成21年 3 月27日	
至 平成21年 7 月14日	
営業収益	
受取利息	18,827,825
有価証券売買等損益	△14,974,670
営業収益合計	3,853,155
営業費用	
募集手数料	31,238,550
受託者報酬	156,879
委託者報酬	2,510,511
その他費用	31,351
営業費用合計	33,937,291
営業利益又は営業損失（△）	△30,084,136
経常利益又は経常損失（△）	△30,084,136
当期純利益又は当期純損失（△）	△30,084,136
分配金	*1 14,875,500
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△44,959,636

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第1特定期間 自 平成21年 3月27日 至 平成21年 7月14日
項 目	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。 ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、平成21年3月27日(設定日)から平成21年7月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1特定期間末 (平成21年7月14日現在)	
*1.当該計算期間の末日における受益権の総数	991,700,000口
2.投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 44,959,636円
*3.当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たりの純資産額 0.9547円 (10,000口当たりの純資産額 9,547円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1特定期間 自 平成21年 3月27日 至 平成21年 7月14日			
*1.収益分配金の計算過程			
当ファンドの配当等収益額	A	18,827,825	円
経費	B	2,698,741	円
差引配当等収益額	C=A-B	16,129,084	円
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	991,700,000	口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	991,700,000	口
分配可能額	F=C*D/E	16,129,084	円
10,000口当たり分配可能額	G=F/D*10,000	162	円
10,000口当たりの分配額	H	150	円
収益分配金金額	I=D*H/10,000	14,875,500	円

(関連当事者との取引に関する注記)

第1特定期間 自 平成21年 3月27日 至 平成21年 7月14日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第1特定期間 自 平成21年 3月27日 至 平成21年 7月14日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第1特定期間末 (平成21年7月14日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況	
設定年月日	平成21年3月27日
設定元本額	991,700,000円
期首元本額	991,700,000円
元本残存率	100.0%

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1特定期間（自 平成21年 3月27日 至 平成21年 7月14日）

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	944,990,930	△14,974,670
合計	944,990,930	△14,974,670

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	SWEDISH EXPORT	991,700,000	944,990,930	
	計	銘柄数：1	991,700,000	944,990,930	
		組入時価比率：99.8%		100.0%	
	合計			944,990,930	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率であります。

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年8月31日現在）

I 資産総額	998,490,320円
II 負債総額	1,177,633円
III 純資産総額（I－II）	997,312,687円
IV 発行済数量	991,700,000口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0057円

第5【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間	991,700,000	—

（注）第1特定期間の設定数量は、当初申込口数です。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

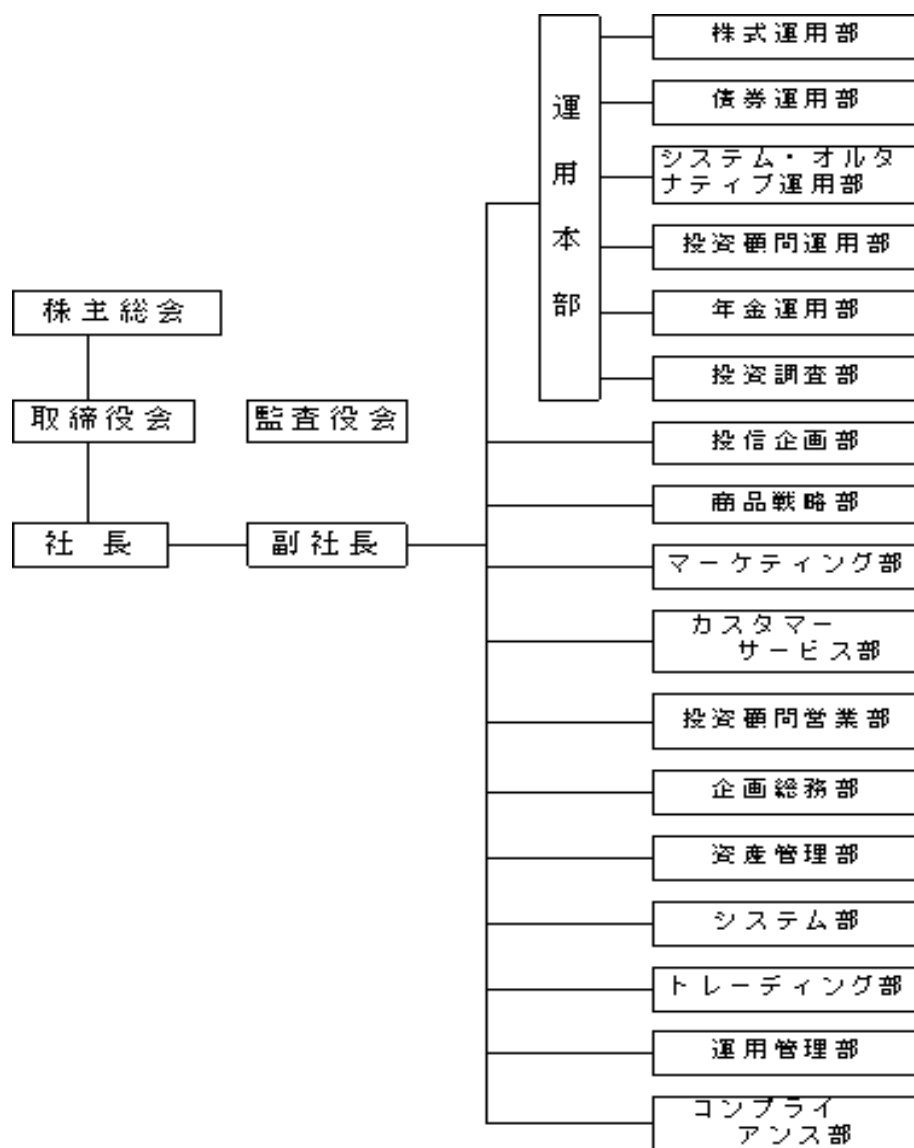
1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成21年8月31日現在）	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

（2）委託会社の機構

業務執行体制

① 組織図



② 各部の主な業務内容

部署名	主な業務内容
株式運用部	信託財産のうち内外の株式を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務
債券運用部	① 信託財産のうち内外の公社債を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務 ② 信託財産のうち短期金融商品の運用業務
システム・オルタナティブ運用部	信託財産のうちシステム運用を行う投資信託、内外の不動産を主要投資対象とする投資信託、ファンド・オブ・ファンズ等を中心とした運用業務
投資顧問運用部	① 投資一任契約資産の内、個人投資家・法人投資家の契約資産の運用業務 ② 投資顧問契約による投資助言に関する業務
年金運用部	投資一任契約資産の内、年金契約資産の運用業務
投資調査部	① 内外の景気動向、経済事情の調査、研究、内外の企業調査、内外の証券市場の調査および予測、内外の不動産市場の調査および予測等に関する業務 ② 有価証券の発行体毎の信用リスクの調査に関する業務

マーケティング部	① 投資信託の募集等、投資信託を主としたマーケティングに関する業務 ② 第一種金融商品取引業者および登録金融機関への公開販売の推進に関する業務
カスタマーサービス部	① 投資信託に関する情報開発・提供、投資家に対するセミナー等の企画・立案、募集・販売の支援のための資料作成、販売会社に係る営業事務、広告宣伝に関する業務 ② 受益者等からの質問および苦情等の処理に関する事項
投資顧問営業部	① 投資顧問契約（投資助言）・投資一任契約のマーケティングに関する業務 ② 投資顧問契約（投資助言）・投資一任契約の締結、顧客管理に関する業務
商品戦略部	① 金融商品の調査、研究、開発・企画立案に関する業務 ② 商品戦略の立案および推進に関する業務 ③ 運用実績の評価および分析に関する業務
投信企画部	① 投資信託の企画、提案書作成に関する業務 ② 投資信託約款、投資信託契約に関する業務 ③ 有価証券届出書および有価証券報告書等に関する業務 ④ 目論見書、運用報告書および開示資料等に関する業務 ⑤ 主務官庁、受託銀行、投資信託協会および運用評価機関等への折衝に関する業務 ⑥ 投資信託制度の調査、研究に関する業務 ⑦ 運用助言契約、外部委託契約に関する業務
企画総務部	① 経営および経営計画に関する業務 ② 株主総会および取締役会の事務処理に関する業務 ③ 定款、業務方法書、社規、社則の制定、改廃に関する業務 ④ 従業員の人事、給与、教育に関する業務および役員の人事、報酬、賞与に関する業務で特命を受けた業務 ⑤ 予算、決算、会計および現預金、有価証券の保管、出納に関する業務、ならびに税務に関する業務 ⑥ 受益証券および受益権に関する業務 ⑦ 主務官庁、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会への報告に関する業務 ⑧ 広報に関する業務
資産管理部	① 投資信託財産の計算に関する業務 ② 契約資産の計算に関する業務
システム部	① コンピューターシステムの管理・運営に関する業務 ② 信託財産の経理処理システムの開発・管理に関する業務 ③ 運用業務管理システムの開発・管理に関する業務
トレーディング部	① トレーディング業務の企画、立案に関する業務 ② 内外の有価証券等および外国為替の売買発注に関する業務
運用管理部	① 運用実施の管理および諸規則等遵守に関する業務 ② 有価証券および有価証券先物取引等、信用取引等、外国為替の予約取引にかかるリスク管理に関する業務

コンプライアンス部	① 内部監査に関する業務 ② 運用業務に係わる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の審査に関する業務 ③ 外部委託先の運用指図等に関する審査及び監査に関する業務 ④ 運用のリスク管理の審査に関する業務 ⑤ 全社の法令諸規則等遵守状況の審査および審査に基づく各部室等への指導に関する業務 ⑥ 内部統制の評価に関する業務
-----------	--

③委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

④運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書を作成のうえ、部長および担当役員の承認を受けます。

ファンドマネージャーは、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。また、有価証券の発行体の信用リスクに関する情報の収集と調査を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用リスク管理の適正性に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、運用管理部およびトレーディング部とコンプライアンス部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成21年8月31日現在、当社は、159本の証券投資信託（単位型株式投資信託23本、追加型株式投資信託87本、追加型公社債投資信託15本、親投資信託34本）の運用を行っており、純資産総額は8,975億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

- （1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
前事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- （2）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

期 別 科 目	第 44 期 (平成20年3月31日現在)			第 45 期 (平成21年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
(資 産 の 部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金預金		5,994,469			6,664,319	
有価証券		1,172,957			940,367	
未収委託者報酬		640,486			486,565	
前払費用		68,894			14,011	
未収収益		2,675			17,699	
繰延税金資産		125,901			95,127	
未収法人税等		—			253,412	
未収消費税等		—			39,301	
その他の流動資産		58			280	
流動資産合計		8,005,443	71.4		8,511,086	78.1
固定資産						

有形固定資産	*1		47,868	0.4		122,794	1.1
建物		5,679			54,269		
器具備品		42,189			68,524		
無形固定資産	*2		43,939	0.4		33,552	0.3
ソフトウェア		42,665			31,430		
電話加入権		1,273			2,122		
投資その他の資産			3,119,067	27.8		2,236,265	20.5
投資有価証券		1,915,151			1,382,813		
親会社株式		907,368			648,648		
長期差入保証金		280,458			188,714		
その他		30,600			30,600		
貸倒引当金		△ 14,510			△ 14,510		
固定資産合計			3,210,875	28.6		2,392,612	21.9
資産合計			11,216,318	100.0		10,903,698	100.0

期 別 科 目	第 44 期 (平成20年3月31日現在)			第 45 期 (平成21年3月31日現在)		
	金 額	構成比		金 額	構成比	
(負 債 の 部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
預り金		2,088			3,787	
前受収益		—			66	
未払金		346,153			262,759	
未払収益分配金	165			168		
未払償還金	33,789			22,515		
未払手数料	311,552			236,513		
未払事業所税	646			3,562		
未払費用		201,641			192,732	
未払法人税等		310,369			—	
未払消費税等		47,922			—	
賞与引当金		83,400			80,500	
移転損失引当金		20,623			—	
流動負債合計		1,012,199	9.0		539,846	4.9
固定負債						
退職給付引当金		76,203			83,131	
役員退職慰労引当金		29,120			26,500	
繰延税金負債		54,550			115,531	
固定負債合計		159,873	1.4		225,162	2.1
負債合計		1,172,072	10.4		765,009	7.0
(純 資 産 の 部)						
株主資本						
資本金		1,000,000	8.9		1,000,000	9.2
資本剰余金		566,500	5.1		566,500	5.2
資本準備金	566,500			566,500		
利益剰余金		8,335,669	74.3		8,508,794	78.0
利益準備金	179,830			179,830		
その他利益剰余金						

別途積立金	5,718,662			5,718,662		
繰越利益剰余金	2,437,177			2,610,302		
株主資本合計		9,902,169	88.3		10,075,294	92.4
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金		142,077	1.3		63,395	0.6
評価・換算差額等合計		142,077	1.3		63,395	0.6
純資産合計		10,044,246	89.6		10,138,689	93.0
負債純資産合計		11,216,318	100.0		10,903,698	100.0

（２）【損益計算書】

科 目	期 別	第 44 期			第 45 期		
		自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日			自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日		
		金 額		百分比	金 額		百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			9,613,349	100.0		8,167,626	99.2
運用受託報酬			—			66,038	0.8
営業収益計			9,613,349	100.0		8,233,665	100.0
営業費用							
支払手数料			5,201,693			4,558,289	
広告宣伝費			349,238			363,958	
公告費			4,692			2,265	
受益証券発行費			—			90	
受益権管理費			7,757			8,845	
調査費			1,394,878			839,745	
調査費		83,786			126,673		
委託調査費		1,311,092			713,072		
委託計算費			145,714			150,162	
営業雑経費			250,440			386,330	
通信費		30,420			45,534		
印刷費		213,543			332,508		
協会費		4,780			6,481		
諸会費		1,695			1,806		
営業費用計			7,354,415	76.5		6,309,688	76.6
一般管理費							
給料			636,680			852,358	
役員報酬	*1	101,433			131,967		
給料・手当		431,860			641,920		
賞与		103,385			78,470		
交際費			8,732			10,149	
寄付金			43,386			39,366	
旅費交通費			34,964			48,184	
租税公課			14,160			14,172	

不動産賃借料		86,639			251,611	
賞与引当金繰入		83,400			80,500	
退職給付費用		8,853			11,054	
役員退職慰労引当金繰入		4,290			7,620	
固定資産減価償却費		28,769			38,185	
諸経費		246,662			328,571	
一般管理費計		1,196,539	12.4		1,681,770	20.4
営業利益		1,062,394	11.1		242,205	3.0

期 別 科 目	第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日			第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日		
	金 額		百分比	金 額		百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業外収益						
受取配当金 *2		83,282			42,429	
有価証券利息		16,202			14,906	
受取利息		2,214			1,384	
約款時効収入		7,662			10,093	
負ののれん償却額		—			389,225	
雑益		654			562	
営業外収益計		110,016	1.1		458,600	5.5
営業外費用						
固定資産除却損 *3		449			—	
時効後返還金		5,574			4,873	
雑損		313			775	
営業外費用計		6,338	0.1		5,649	0.1
経常利益		1,166,073	12.1		695,157	8.4
特別利益						
投資有価証券売却益		147,817			—	
有価証券売却益		—			27,135	
その他		4			—	
特別利益計		147,821	1.5		27,135	0.3
特別損失						
投資有価証券売却損		6,300			—	
有価証券売却損		—			10,820	
有価証券評価損		51,930			346,636	
移転損失 *4		21,947			—	
その他		831			—	
特別損失計		81,009	0.8		357,456	4.3
税引前当期純利益		1,232,884	12.8		364,835	4.4
法人税、住民税及び事業税	528,407			2,290		
法人税等調整額	△33,170	495,236	5.1	148,170	150,460	1.8

当期純利益		737,647	7.7		214,375	2.6
-------	--	---------	-----	--	---------	-----

（３）【株主資本等変動計算書】

第44期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金					利益剰余 金合計	
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	1,740,779	7,639,271	9,205,771	735,581	735,581	9,941,352
当期変動額											
剰余金の配当						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
当期純利益						737,647	737,647	737,647			737,647
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）									△ 593,504	△ 593,504	△593,504
当期変動額合計						696,397	696,397	696,397	△ 593,504	△ 593,504	102,893
平成20年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,437,177	8,335,669	9,902,169	142,077	142,077	10,044,246

第45期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,437,177	8,335,669	9,902,169	142,077	142,077	10,044,246
当期変動額											
剰余金の配当						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
当期純利益						214,375	214,375	214,375			214,375
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）									△ 78,682	△78,682	△78,682
当期変動額合計						173,125	173,125	173,125	△ 78,682	△78,682	94,443
平成21年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,610,302	8,508,794	10,075,294	63,395	63,395	10,138,689

重要な会計方針

項 目	期 別	第 44 期	第 45 期
		自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日	自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 15 年 器具備品 4～6 年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成19年4月1日以降取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更により、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ2,699千円減少しております。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。この結果、従来に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ394千円減少しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づき償却しております。	(1) 有形固定資産 同 左 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 15 年 器具備品 4～6 年 — — (2) 無形固定資産 同 左

期 別 項 目	第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日	第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金	(1) 貸倒引当金 同 左 (2) 賞与引当金

	従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。	同 左
	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。	(3) 退職給付引当金 同 左
	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同 左
	(5) 移転損失引当金 本社の移転に伴い、発生が見込まれる現状復帰費用・固定資産除却損等の合理的な見積り額を計上しております。	—
4. リース取引の会計処理の方法	リース物件の所有権が借主に移転するものと認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	—
5. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項	—	のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。負ののれんについては、取得の実態に基づいた適切な期間で償却しております。
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同 左

(財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

第44期	第45期
自 平成 19年 4月 1 日	自 平成 20年 4月 1 日
至 平成 20年 3月 31 日	至 平成 21年 3月 31 日

—	リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を当事業年度から適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 これによる損益に与える影響はありません。
---	---

注記事項

(貸借対照表関係)

第 44 期 (平成20年 3月31日現在)	第 45 期 (平成21年 3月31日現在)
*1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 26,328 千円 器具備品 69,497 千円 *2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 17,372 千円	*1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 14,671 千円 器具備品 83,802 千円 *2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 29,300 千円

(損益計算書関係)

第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日	第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日
*1. 役員報酬の範囲額 取締役 月額 15,000 千円 監査役 月額 3,000 千円 *2. 関係会社との取引高 受取配当金 27,720 千円 *3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	— *2. 関係会社との取引高 受取配当金 27,720 千円 —

建物	259 千円	
器具備品	190 千円	
*4. 移転損失には、移転損失引当金繰入額20,623千円及び既に終了した移転に係る支出額を計上しています。		—

(株主資本等変動計算書関係)

第44期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度 普通株式 825,000 株

当事業年度 普通株式 825,000 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成19年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日
配当の原資	利益剰余金

第45期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度 普通株式 825,000 株

当事業年度 普通株式 825,000 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成20年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月24日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月25日
配当の原資	利益剰余金

(リース取引関係)

第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日	第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。 〈借主側〉																
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																
<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>千円 10,221</td><td>千円 8,160</td><td>千円 2,061</td></tr></table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 10,221	千円 8,160	千円 2,061	<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>千円 2,163</td><td>千円 1,865</td><td>千円 297</td></tr></table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 2,163	千円 1,865	千円 297
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額														
器具備品	千円 10,221	千円 8,160	千円 2,061														
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額														
器具備品	千円 2,163	千円 1,865	千円 297														
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																
1年以内 1,348 千円 1年超 879 千円 合計 2,228 千円	1年以内 280 千円 1年超 39 千円 合計 320 千円																
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																
支払リース料 2,231 千円 減価償却費相当額 2,108 千円	支払リース料 968 千円 減価償却費相当額 884 千円																

支払利息相当額	122 千円	支払利息相当額	32 千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法		(4) 減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		同 左	
(5) 利息相当額の算定方法		(5) 利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		同 左	
(6) 減損損失について		(6) 減損損失について	
リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。		同 左	

(有価証券関係)

〈第44期〉自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

有 価 証 券

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	557,389	931,418	374,028
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	299,731	301,800	2,068
③その他	893,835	896,100	2,264
(3) その他	100,098	127,179	27,080
小計	1,851,055	2,256,497	405,441
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	292,600	171,000	△121,600
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	201,025	200,900	△125
③その他	500,189	499,760	△429
(3) その他	187,836	145,358	△42,478
小計	1,181,651	1,017,018	△164,633
合計	3,032,706	3,273,515	240,808

(注) その他有価証券の投資信託（その他有価証券で時価のある投資信託）について51,930千円減

損処理を行っております。

2. 当会計年度中に売却したその他有価証券

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
365,020 千円	147,817 千円	6,300 千円

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

その他有価証券 非上場株式	721,961 千円
------------------	------------

4. その他有価証券のうち満期があるもの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10 年 超 (千円)
①債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	200,900	301,800	—	—
その他	699,520	696,340	—	—
②その他	—	175,150	90,330	—
合 計	900,420	1,173,290	90,330	—

〈第45期〉 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

有 価 証 券

1. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	535,939	648,648	112,708
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	299,846	301,290	1,443
	③その他	697,215	699,040	1,824
	(3) その他	52,098	71,960	19,861
	小計	1,585,099	1,720,938	135,838
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	91,082	80,942	△10,140
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	199,663	199,580	△83
	(3) その他	286,573	268,407	△18,165
	小計	577,318	548,929	△28,389

合計

2,162,418

2,269,867

107,449

(注) その他有価証券の株式（その他有価証券で時価のある株式）について247,988千円、その他有価証券の投資信託（その他有価証券で時価のある投資信託）について98,648千円の減損処理を行っております。

2. 当会計年度中に売却したその他有価証券

売却額

90,350 千円

売却益の合計額

27,135 千円

売却損の合計額

10,820 千円

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式

701,961 千円

4. その他有価証券のうち満期があるもの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10 年 超 (千円)
①債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	301,290	—	—
その他	600,000	298,620	—	—
②その他	96,172	184,030	54,320	—
合 計	696,172	783,940	54,320	—

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

(退職給付関係)

〈第44期〉 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金

76,203

千円

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	6,516	千円
確定拠出年金への掛金拠出額	<u>2,336</u>	千円
退職給付費用	8,853	千円

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

〈第45期〉自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金	83,131	千円
---------	--------	----

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	6,928	千円
確定拠出年金への掛金拠出額	<u>4,126</u>	千円
退職給付費用	11,054	千円

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

(税効果会計関係)

第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日		第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
賞与引当金	34,194 千円	賞与引当金	33,005 千円
退職給付引当金	31,243 千円	退職給付引当金	34,083 千円
役員退職慰労引当金	11,939 千円	役員退職慰労引当金	10,865 千円
ゴルフ会員権評価損	1,230 千円	ゴルフ会員権評価損	1,230 千円
貸倒引当金	5,949 千円	貸倒引当金	5,949 千円
その他有価証券評価差額金	67,499 千円	その他有価証券評価差額金	11,639 千円
未払事業税	24,384 千円	有価証券評価損	51,091 千円
未払広告宣伝費	26,732 千円	未払広告宣伝費	14,201 千円
その他	34,410 千円	繰越欠損金	9,636 千円
繰延税金資産の合計	237,582 千円	その他	6,944 千円

繰延税金負債		繰延税金資産の合計		178,646 千円
その他有価証券評価差額金	166,231 千円	繰延税金負債		
繰延税金負債の合計	166,231 千円	負ののれん償却額	124,763 千円	
繰延税金資産の純額	71,351 千円	その他有価証券評価差額金	55,693 千円	
		その他	18,592 千円	
		繰延税金負債の合計	199,049 千円	
		繰延税金負債の純額	20,403 千円	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。		

(関連当事者情報)

〈第44期〉自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	岡三ホールディングス株式会社	東京都中央区	18,589,682	持株会社	所有 直接0.89% 被所有 直接 19.81% 間接 46.08%	—	—	投資有価証券の売却 (注3)	199,430	—	—

(2)兄弟会社等

属性	会社等の名称		資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	住所					役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	—	出向 2名	当社ファンド [*] の募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	4,374,054	未払手数料	230,591

- (注) 1. 上記(1)～(2)の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。
3. 株式会社岡三経済研究所株式（簿価52,136千円）を売却したものであり、取引金額は独立した第三者の算定した価格を基に決定しております。

〈第45期〉自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及

び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファンﾄ [＊] の募集 取扱 役員の出向5名	支払手数料の支払 (注2)	3,761,727	未払手数料	174,087

(注) 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

(1株当たり情報)

第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日		第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	
1株当たり純資産額 12,174円 84銭 1株当たり当期純利益金額 894円 11銭		1株当たり純資産額 12,289円32銭 1株当たり当期純利益金額 259円84銭	
1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。		1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。	
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。			
	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益 (千円)	737,647		214,375
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—		—
(うち利益処分による役員賞与金 (千円))	—		—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	737,647		214,375
普通株式の期中平均株式数 (株)	825,000		825,000
3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。			
	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	10,044,246		10,138,689
純資産の部から控除する合計額 (千円)	—		—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	10,044,246		10,138,689
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	825,000		825,000

（企業結合等関係）

〈第44期〉自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

該当事項はありません。

〈第45期〉自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

共通支配下の取引等関係

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

（1）結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合企業

名称 岡三アセットマネジメント株式会社（当社）

平成20年4月1日付けで「日本投信委託株式会社」から社名変更いたしました。

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

②被結合企業

名称 岡三投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

（2）企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式（会社法第796条第3項に定める簡易合併の規定により、株主総会決議を省略しております。）

（3）結合後企業の名称 岡三アセットマネジメント株式会社

（4）取引の目的を含む取引の概要

当社は成長著しい資産運用ビジネスの分野において資産運用会社としての総合力を強化し、高いレベルでの競争力を備えることによって運用力・商品提供力を一層強化することを目的として、平成20年4月1日をもって投資運用業、投資助言・代理業を営む「岡三投資顧問株式会社」を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理し、当該取引により負ののれんを389,225千円計上しています。当該負ののれんは全額償却しています。

3. 本合併に際しまして、平成20年3月31日現在の株主名簿に記載された「岡三投資顧問株式会社」の株主に対して総額660,348千円（普通株式1株当たり 金86,888円）の金銭を交付いたしました。なお、当社が保有していた消滅会社の株式の簿価は20,000千円です。本合併により承継した「岡三投資顧問株式会社」の資産の額は1,123,631千円、負債の額は54,057千円であり、当社の資本金、資本準備金の額に変動はありません。

（重要な後発事象）

〈第44期〉自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

（当社と岡三投資顧問株式会社との合併）**1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要****（1）結合当事企業の名称及び事業の内容****①結合企業**

名称 岡三アセットマネジメント株式会社（当社）

平成20年4月1日付けて「日本投信委託株式会社」から社名変更いたしました。

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

②被結合企業

名称 岡三投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

（2）企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社とする吸収合併方式（会社法第796条第3項に定める簡易合併の規定により、株主総会議を省略しております。）

（3）結合後企業の名称 岡三アセットマネジメント株式会社**（4）取引の目的を含む取引の概要**

当社は成長著しい資産運用ビジネスの分野において資産運用会社としての総合力を強化し、高いレベルでの競争力を備えることによって運用力・商品提供力を一層強化することを目的として、平成20年4月1日をもって投資運用業、投資助言・代理業を営む「岡三投資顧問株式会社」を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）に基づき、共通支配下の取引として行っております。

3. 本合併に際しまして、平成20年3月31日現在の株主名簿に記載された「岡三投資顧問株式会社」の株主に対して総額660,348千円（普通株式1株当たり 金86,888円）の金銭を交付いたしました。本合併により承継した「岡三投資顧問株式会社」の資産の額は1,129,146千円、負債の額は141,069千円であり、当社の資本金、資本準備金の額に変動はありません。

〈第45期〉自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

中央三井アセット信託銀行株式会社

① 資本金の額

平成21年3月末日現在、11,000百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」

名称	資本金の額(百万円) 平成21年3月末日現在	事業の内容
大石証券株式会社	130	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきなわ証券株式会社	628	
そしあす証券株式会社	4,727	
益茂証券株式会社	515	
八幡証券株式会社	1,260	
株式会社福邦銀行	4,300	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 投資信託財産の保管、管理及び計算
- ② 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 受益権の募集の取扱い
- ② 収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い
- ③ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い
- ④ 解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

大石証券株式会社は、委託会社の株式を550株（持株比率0.07%）保有しています。

益茂証券株式会社は、委託会社の株式を550株（持株比率0.07%）保有しています。

委託会社は、益茂証券株式会社の株式を15,750株（持株比率0.93%）保有しています。

第3【参考情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月4日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 助川正文 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「条件付元本確保型 日経平均参照ファンド09-03」の平成21年3月27日から平成21年7月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「条件付元本確保型 日経平均参照ファンド09-03」の平成21年7月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野 定 夫 ㊞

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川 正文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月12日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野定夫 ㊞

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川正文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。